

年末年始特別警戒取締りの実施

千葉県警察では、令和5年12月10日(土)から翌年1月3日(火)までの間、「年末年始特別警戒取締り」を実施します。

期間中、パトロールや交通取締りなどを強化しますが、皆様も犯罪の被害に遭わないよう、生活スタイルに合った防犯対策を講じ、楽しい年末年始を過ごしましょう。

【空き巣防止】

- 留守に気づかれないようにしましょう
- 地域の協力で犯罪をなくしましょう
- 防犯用品を活用しましょう



セントラル
駐在所だより



12月

セントラルパーク 駐在所
04-7159-2565

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題警察週間とは・・・

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処にかんする法律」施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題警察週間」とすることとされました。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局に人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のために、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

11月犯罪発生状況

※10月15日から
11月15日まで

駐在所管内での事件の発生はありませんでした



この広報紙は
県警ホームページ
からも御覧になれます。

詐欺被害にご注意を!

被害防止のため、在宅時でも留守番電話に設定し、電話の相手を確認しましょう。

最近では、犯人が自宅等にキャッシュカードを受け取りに来ます。絶対にカードを渡したり、暗証番号を教えないで下さい。